京都市消防局訓令乙第9号

各 部 防 学 消 校 各 消 防

署

京都市消防職員表彰規程を次のように定める。

平成27年3月31日

京都市消防局長 杉本 栄一

京都市消防職員表彰規程

(目的)

第1条 この訓令は、京都市消防職員(以下「職員」という。)に対し、消防局長(以下 「局長」という。)が行う表彰について、必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の種類)

- 第2条 表彰の種類は、次のとおりとする。
 - (1) 功労表彰
 - (2) 功績表彰
 - (3) 業績表彰

(功労表彰)

第3条 功労表彰は、市民の生命、身体及び財産を火災その他の災害から保護するため、 急迫する一身の危険に直面しながら敢然として任務を遂行した者又は消防上抜群の功 労がある者に対し、表彰状に功労章及び100,00円以内の賞与金を添えて授与し、 その功労を表彰する。

(功績表彰)

第4条 功績表彰は、市民の生命、身体及び財産を火災その他の災害から保護するため、 一身の危険を招くおそれがあるにもかかわらず敢然として任務を遂行した者又は消防 上の功績が顕著な者に対し、表彰状に功績章及び50,000円以内の賞与金を添えて 授与し, その功績を表彰する。

(業績表彰)

- 第5条 業績表彰は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者で、前2条の表彰に 至らないものに対し、表彰状を授与し、その業績を表彰する。
 - (1) 人命救助において顕著な業績を挙げた者

- (2) 火災の予防又は災害の防御に顕著な成績を挙げた者
- (3) 消防機械器具の発明又は改良その他職務に関し有益な研究、調査又は発明をした者
- (4) 業務の能率の向上又は合理化に特別の努力をして顕著な成績を挙げた者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、職務に関し顕著な成績を挙げた者
- 2 業績表彰は、表彰状のほか、賞与金又は賞品を授与して行うことがある。

(表彰審査委員会の設置等)

- 第6条 表彰事案を審査するため、表彰審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 被表彰者の選定は、委員会の審査を経て行う。
- 3 委員会は、委員長、副委員長及び委員14人以内をもって組織する。
- 4 委員長、副委員長及び委員については、別に定める。
- 5 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(委員長の職務及びその代理)

- 第7条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部人事課において行う。

(表彰の取消し)

- 第9条 表彰を受けた後において、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、表彰 を取り消すことがある。
 - (1) 刑事事件に関し起訴されたとき。
 - (2) 懲戒処分を受けたとき。
 - (3) その他局長が必要と認めたとき。
- 2 表彰前において、前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、表彰を行わないも のとする。

(退職又は死亡した職員の表彰)

- 第10条 被表彰者が表彰前に退職又は死亡したときは、退職の日又は死亡の日に遡って これを表彰し、表彰状等を被表彰者又はその遺族に授与するものとする。
- 2 遺族とは、配偶者(婚姻の届出をしていないが、職員の死亡の当時、事実上婚姻関係 と同様の事情にあった者を含む。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹をいう。
- 3 遺族への表彰状等の授与は、前項の順位により行い、父母については、養父母を先に

- し、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後に し、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。
- 4 同順位の者が2人以上あるときはその代表者とする。

(功労章等の形状及び制式)

第11条 功労章及び功績章(以下「功労章等」という。)の形状及び制式は、別図のと おりとする。

(功労章等のはい用)

- 第12条 功労章等のはい用位置は、制服の上衣右側第1ボタンの右側約5センチメートルの位置を中心として、左から功労章、功績章の順に、単章のときはその中心とする。 (功労章等の返納)
- 第13条 功労表彰又は功績表彰を受けた者が、禁錮以上の刑に処されたとき又は懲戒免職の処分を受けて退職したときは、速やかに功労章等を返納しなければならない。
- 2 懲戒免職以外の懲戒処分を受けた者に対しては,功労章等の返納を命じることがある。 (賞辞)
- 第14条 局長は、第3条から第5条の規定による表彰のほか、別に定める事項について 優秀な成果を挙げた者を、賞することができる。

(団体)

第15条 この訓令は、職員の団体に対する表彰について準用する。

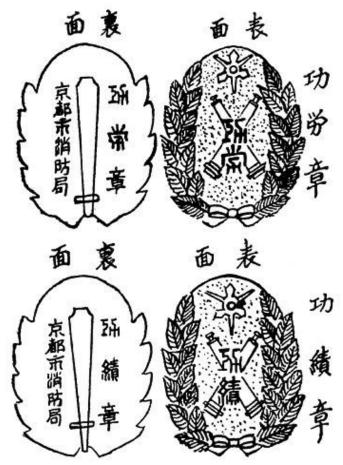
(補則)

第16条 この訓令において別に定めることとされている事項及びこの訓令の施行に関し 必要な事項は、局長が定める。

附則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

別図(第11条関係)



	اِ	力	労	章	及	び	功	約	責	章	の	制	式	
区				分	功		労			章	功		績	章
→ 3	きさ		縦		4	5 ₹	IJ.,	メー	·	ル	同			左
人。	2 4		横		3	5 ₹	IJ,	メー	·	ル	叵			左
		地		色	銀	いぶ	し梨	:地台	比上	:げ	銅い	ぶし	梨地位	土上げ
		桜		葉	銀	V	`	ž		し	銅	V	ぶ	7
表	面	管	そ	う	銀	V	`	ž		L	銅	V	ぶ	
衣	Щ	文		字	金					色	銀			色
		市		章	赤	É	<u>4</u>	七		宝	回			左
		結	V	ŧ	銀	V	`	ž		し	銅	V	ぶ	7
裏	_		_	面	銀	_				色	銅	٧١	ぶ	L
側				面	銀	色	磨	仕.	Ŀ	げ	銅	V	ぶ	L